

平成 22 年 5 月 31 日現在

研究種目：基盤研究 (C)
 研究期間：2007～2009
 課題番号：19530840
 研究課題名 (和文) 社会科における論理的思考力・表現力の育成に関する実践的比較研究
 研究課題名 (英文) Practical and Comparative Study
 on How to Foster Logical Thinking Skills and Expression Skills in Social Studies
 研究代表者
 坪井 龍太 (TSUBOI RYUTA)
 東洋英和女学院大学・人間科学部・准教授
 研究者番号：30440374

研究成果の概要 (和文)：日本人帰国子女たちが考える公正概念や越境体験の記述を分析することからスタートした。それをアメリカ連邦最高裁や日本の最高裁の判例等に現れる構成の概念と比較検討しつつ、これからの社会科教育における公正概念の学習内容と方法について、主にハワイの小・中学校の授業観察を通じて考察を試みた。また国内の学校の授業観察と文献研究も踏まえ、学習論としての多文化教育の重要性を理論化することに課題を見いだした。

研究成果の概要 (英文)：In this study, the concepts of equity, justice or fairness which Japanese returnee students have and their writings on their experiences of border crossing were analyzed firstly. They were compared with such concepts which appeared in U.S. and Japanese Supreme Court Decisions, and interventions and teaching methods on equity in social studies education were examined using classroom data of elementary and high schools in Hawaii. Based on classroom data of Japanese schools and study on previous researches, it should be insisted that Multicultural Education as a learning theory is important and that it should be theorized as soon as possible.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2007年度	1,900,000	570,000	2,470,000
2008年度	800,000	240,000	1,040,000
2009年度	900,000	270,000	1,170,000
年度			
年度			
総計	3,600,000	1,080,000	4,680,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：教育学・教科教育学

キーワード：公正 (equity)、多文化教育、社会科教育

1. 研究開始当初の背景

まず、本研究が学校現場での実践的背景を有することを述べる。

本研究の研究代表者 (坪井龍太) は、平成元年4月から平成18年3月まで高等学校(全

日制課程2校・定時制課程1校・海外帰国子女を対象とした課程1校、計4校)で公民科の教員として、教科教育の実務に従事してきた。所属研究機関 (東洋英和女学院大学) には、平成18年4月から教育・研究に従事し

ている。また研究分担者（川崎誠司）は、平成8年から東京学芸大学教育学部にて教育・研究に従事し、社会科教育の理論研究をおこなっている。

研究代表者は、平成7年4月から平成14年3月まで、東京学芸大学教育学部附属高等学校大泉校舎（海外帰国子女学級）に勤務していたが、平成13年4月～7月にかけて、研究分担者とともに、同校で公民科「倫理」の授業開発実践を行った。すなわち研究代表者が授業者（授業づくり）、研究分担者が参与観察者（授業分析）の役割を担ったのである。

具体的には、高等学校第3学年の公民科選択授業「倫理」（履修生徒数6名、すべて海外帰国子女）で、日本の学校から海外の学校に転校する時（出国する時）と海外の学校から日本の学校に転校する時（帰国する時）の2度経験している「異文化への越境体験」を肯定的に受けとめることからスタートし、「自分の過去に価値を見いだす」「多文化社会の実現のために」「移民について学ぶ」「ボーダークロッシング（越境）と葛藤」をテーマに授業（50分授業・20時間）を行った。

授業の方法は、徹底したディスカッションとノート記述による書くことの教育（teaching writing）であった。そして、20時間の授業の成果として、学期末に生徒たち自身の越境体験を叙述した「まとめの作文」を提出させた。

その顕著な成果として、提出された「まとめの作文」を外部コンテストに応募させたところ、1名が国際協力事業団主催 高校生エッセイコンテスト 2000 において特選（外務大臣奨励賞）を受賞、さらにもう1名が毎日新聞社主催 第11回 グローバルマインド賞においてグランプリを受賞した。つまり、研究代表者と研究分担者の共同作業による授業づくりと授業分析によって、履修生徒6名のうちの2名が、全国的な作文コンテストにおいて、第1位を受賞したのである。この授業において、社会科教育（公民科教育）における書くことの教育（teaching writing）によって、表現力の向上が実現したと言えよう。

また、海外帰国子女としての越境体験をつづった生徒たちの授業内でのノート記述や「まとめの作文」、授業者（研究代表者）の作成した学習指導案、参与観察者（研究分担者）の記録した授業観察経過といった膨大な一次資料は、貴重な授業記録であり、それらを分析することによって、海外での異文化体験を帰国子女がどのように受容し、越境体験が人に何をもたらすかを明らかにしうるものと考えられる。

その授業記録の分析には理論的枠組みを必要とするが、移民国家アメリカで社会科と極めて密接な関係を有する Language

Arts (teaching writing がその柱となる) の理論研究と授業観察をすることを通じて、その分析枠組みを求めていきたいと考えている。この分析枠組みを通じて明らかにされる表現力や言語能力を重視した社会科教育が、同じ越境体験を有する外国人労働者の子弟・子女など、これから日本で増えるであろう民族的・文化的に多様な子どもたちに対する教育の鍵になると仮説を立てられる。

そして、この仮説を検証することを通じて得られる知見は、これからの社会科教育への応用可能性は、大きいと考えられる。なぜならば、平成21年度にはじまった裁判員制度では、国民の社会通念が裁判に反映されることになるが、その社会通念を論理的に表現する能力が現実に国民に求められてくるからである。シチズンシップエデュケーションの充実が言われて久しいが、シチズンシップがもっとも求められる裁判員制度の充実には、社会科教育で形成される言語操作能力が重要となろう。本研究は、「言葉の力」がキーワードとなるこれからの学校教育に、大きく寄与することができるとともに、裁判員制度を視野に入れたシチズンシップエデュケーションにおける国語科教育ではない社会科教育ならではの言語教育の課題を明らかにできる。

2. 研究の目的

研究代表者は、17年間の高等学校教員時代に、前述の2名を含めて、4度にわたって、全国レベルの作文コンテストで第1位相当を受賞させた他、22度にわたる全国レベルでの表彰を生徒にもたらすなど、公民科教育において、書くことの教育（teaching writing）について実践経験を有する。その実践をデータベース化して、研究分担者のアメリカにおける Language Arts や社会科の授業観察や理論研究に基づく分析枠組みを用いて検証することは、日本の社会科における論理的思考力と表現力の育成に有効な視座を与える。

また、研究代表者が平成18年3月まで、学校現場の実務に携わり、一方、研究分担者がアメリカ合衆国ハワイ州等をフィールドとした多文化教育の理論研究者としてすでに一定の成果を挙げていて、実践と理論の有機的な結合によって、論理的思考力と表現力を重視した社会科教育の方法を授業実践レベルで明らかにできる。本研究の授業観察分析を通じて、研究分担者の先行研究「社会科における『公正さ』の教授・学習過程に関する実証的比較研究」を、学校現場の授業実践にさらに根ざした議論へと深めていくことができる。

3. 研究の方法

(1) 本研究の具体的分析対象となる国内で

の授業実践のデータベース化

研究代表者が有する国内での teaching writing の成果としての生徒の作文・ノート記述等の授業記録をコンピュータで、データベース化する。

(2) 授業観察の視点と分析方法の確定

研究代表者はアメリカ社会科教育理論、Language Arts 理論、教育観察理論について文献で研究し、3年間の現地での授業観察の視点と質的分析方法を確定する。また社会科教育関連の学会に参加し、国内の公民教育研究の動向を把握する。

(3) 研究代表者と研究分担者による共同開発実践授業（平成13年度）の総括

(1) で示した授業記録のデータベースをもとに、共同開発授業実践の総括を行うために、履修した6人の帰国子女に対し、追跡インタビュー調査を行い、その記録もデータベース化する。その調査では、帰国子女へのインタビューを通じて、民族的・文化的に多様な子どもたちに対する教育のあり方を検討し、移民国家アメリカでの Language Arts の特質へと考察を深める。

(4) 授業観察とその分析の実施

研究分担者は2007年8月にハワイ州の小学校の授業観察を開始した。研究代表者は文献での理論研究を深め、その後も毎年継続的に国内の学校の授業観察を行った。なお、研究分担者の授業観察校はカイルア町カイルア小学校、ホノルル市私立プナハウスクール、ワイアレア町ワイアレア小学校であった。

4. 研究成果

(1) 異なる処遇による平等保護 — エクイティとコンプリヘンシブ —

バンクスは1995年の論文において、エクイティ教授の定義を次のように示している。「Equity Pedagogy とは、多様な人種的・民族的・文化的集団の子どもたちが、平等で人間的で民主的な社会において有効な役割を果たし、またその社会を創造し永続させるのに必要な知識・技能・態度を獲得させるような教授方法と学級環境のことである。」

この内容は彼が提示してきた多文化教育の定義とほとんど一致している。このこともまた、「エクイティ教授」が多文化教育の最も中心的な課題に位置することを裏付けるものである。

これまで述べてきた「エクイティ」に加えて、ハワイ州ではそれを補足する概念として「コンプリヘンシブ児童生徒支援システム (Comprehensive Student Support System)」

(以下 CSSS) という考え方が現れてきた。この背景には、一層の「平等保護」を求める考え方があるものと思われる。多文化主義や多文化教育は、多文化社会における異なった価値の関係調整のために有効な思想や教育改

革運動ではあるが、たとえば「エクイティ」を重視してマイノリティへのケアを進めると、それが過度になれば今度はマジョリティへの「逆差別」を生じてしまう。この二律背反の図式をどう克服するかは長年の課題となっている。

(2) ハワイ K 小学校の Action Plan の「平等保護」観における「エクイティ」と「コンプリヘンシブ」

吉良直(2006)は、2002年1月8日に成立した「どの子ども置き去りにしない法 (No Child Left Behind Act, 以下 NCLB 法)」を解説する中で、アメリカでは教育について合衆国憲法上の規定がなく、権限が州政府に委ねられる地方分権型の教育制度が伝統的にとられてきたが、1980年代前半の学力問題をきっかけにして、1991年に出された「アメリカ2000」の構想を経て、学力向上を至上命題とする連邦教育法「2000年の目標」が1994年に成立したことを論じている。史上初めて全米の教育目標が設定され、連邦政府の地方教育行政への介入が明確化されたということである。

これを日本的に受け止めると、中央集権化が急進し連邦政府の教育施策に一元化されたように感じられてしまう。だが実際には、それまで学区の教育委員会に委ねられていた権限が州政府に移り、そこに連邦政府の指導的介入が入るようになっていく。したがって、教育行政の権限の主体は変化したが、依然として地方分権型の形式は、後退しつつも維持されていると言ってよい。

ハワイ州では、州教育局の教育計画に基づき、学区の教育委員会が地域の実情や学校の抱える問題状況を把握したうえで、各学校を訪れてワークショップを開催する。学校はワークショップで得られたアドバイスを踏まえて、独自のアクションプランを作成する。これが子どもたちの学習に直接影響を与える学習指導計画ということになる。

1995年に改訂されたハワイ州社会科カリキュラムは、多文化主義や多文化教育の影響を色濃く反映したものであった。人種・民族の多様性を尊重し相互理解を深めることを通して、社会の安定を図るねらいをもつものであった。ただ、多文化主義や多文化教育はカリキュラムの大枠としての役割をもつのみで、具体的な下位概念がカリキュラム中に示される形にはなっていない。

2001年から2003年にかけて行われた州社会科カリキュラム改革では、多文化教育が具体的に深化した。その現れの一つとして、「エクイティ」の重視が見出された。「公平」「正義」といった「エクイティ」とその周辺概念が取り上げられ、これらの概念を子どもたちが自分たちの生きる現実世界に適用して理解することが求められているのである。

このカリキュラムの趣旨を受け、筆者が観察対象としていた教師が責任者となって策定したのが『K 小学校アクションプラン』（2002年版）である。これが2005年には後任の教師を中心にして改訂されつつあった。

改訂版のアクションプランには、「エクイティ」とともに「コンプリヘンシブ」が書き加えられている。カリキュラム・コーディネータの役割を担うこの教師によれば、「エクイティ」は「ハンディのある人の必要に応じて」対応するという意味合いが強いが、「コンプリヘンシブ」は「全員に分け与える。全員でその必要性に応じて分かち合う。それによって全員がわずかでもいくらかの向上を果たす」というニュアンスで使用されることである。「与えられない」者が存在しないということである。

K 小学校は「エクイティ」に加えて「コンプリヘンシブ」にも重点を置きつつある。この学校には特別支援学級だけでなく、幼稚園課程、その前の就園前課程も設けられ、ニーズに積極的に応えようとしている。ハワイでは一般的なことだが、この小学校では昼食だけでなく朝食も提供している。家庭の事情で食事を満足に摂ることのできない子どもも少なくない。法律の定めるところにより、家庭の所得状況に応じて食費が無料になったり半額免除になったりもする。所得が水準以上の家庭の子どもは規定通りの料金を支払う。これは「エクイティ」の観点に立つものといえる。

特定の教科に英才クラスも設けられているが、このクラスの存在は「コンプリヘンシブ」の考え方に立てば説明がつく。能力の高い子どもが通常のクラスではその能力を十分向上させられない場合、伸びるはずの能力は失われたのと同じと考えられるのである。「エクイティ」の考え方に、優秀な子どもへの一層の教育の必要性という視点が内包されていないわけではないが、「コンプリヘンシブ」の視点から捉えると、よりわかりやすい。「コンプリヘンシブ」は全員がその対象であり、優秀な児童も能力に応じて向上させられるべきという論理である。

（3）学習論としての多文化教育の重要性

「エクイティ」は次のように概念的に整理できる。これまでの日本社会が言われてきたようないわゆる単一の価値観が支配的な社会など、19世紀から20世紀の市民社会においては、そこに生きる市民の等しい扱いは「決められたルールに則り、みな同一の扱いをする」「形式的平等」を追求することにより達成されると考えられてきた。すべての市民に機会の均等を保障するということである。しかしそれにより、もてる者はより豊かになり、もたざる者は被差別的な状態に陥る

といった不平等をもたらした。そこで20世紀の社会福祉国家においては、社会的・経済的弱者に対して自由と生存を保障する「実質的平等」を重視するようになった。すべての市民を同一には扱わず、現状やそこに至る事情などを様々に勘案して、異なる扱いにより平等を目指すということである。だが実際の社会においては「形式的平等」を追求することで平等は達成されるとする考え方は根強く、社会的な不平等や格差の是正にはつながりにくかった。先進各国の実状、なかでも高齢化社会に対応する福祉国家を目指す日本においてそれが実現できていないのを見てもそれは明らかである。理論では「実質的平等」の重要性は明らかだが、実社会では徹底していない。ここでその原因を検討し、あらためて「エクイティ」の特性について考察しておきたい。

国民国家はすでに幻想となり、社会は多文化社会を形成している。多文化社会では複数の異なる価値観が混在している。社会的判断の基準が複数存在し、正しいとされる決定がいくつもある状態にある。こうした社会では「平等」の概念では価値観の多様性に対応することができない。これに代わるのが「エクイティ」である。「エクイティ」は「形式的平等」と「実質的平等」の両方に配慮しながら最善の判断を目指す概念である。「平等」概念における「形式的平等」と「実質的平等」のどちらを選択するかという二項対立的な思考パターンではなく、両者を両立可能と考え、上述したようにどちらにどの程度比重を置くかという比較衡量的な思考パターンを採用する。「形式的平等」と「実質的平等」との間を行き来することを繰り返すことによって、最善の判断に到達しようとする。これが「エクイティ」の特徴である。

法律学の世界では、とくに法哲学の分野を中心にして「衡平論」の中で equity 概念は考察されてきた。ただそれが語られる文脈はモノカルチュラルな社会、もしくは特定の社会階層が支配的な地位を占める社会を前提としたものであることが多かった。本研究が前提とする多文化社会における価値葛藤、価値対立といった状況に対しては、これまでの議論をどう応用できるかが鍵となる。

従来の議論では、上記のように「19世紀から20世紀の市民社会においては……（中略）……『形式的平等』を追求することにより達成されると考えられてきた」が、格差が拡大していることが露見すると、「20世紀の社会福祉国家においては、社会的・経済的弱者に対して自由と生存を保障する『実質的平等』を重視するようになった」というように、「形式的平等」か「実質的平等」かという二項対立的な図式が一般的であった。

シェイクスピア演劇の分析により「衡平」

の概念把握を試みている浜名恵美は、「法はある程度固定性をもち、これを適用して裁判していると、具体的妥当性を欠くようになる」と「形式的平等」の特性を説明している。普遍的に誰にでも適用される「コモン・ロー（普通法）」と、法の厳格性を緩和する方法として現れた「衡平法」については、「コモン・ローでは救済できない場合に、慈悲の観点などから王などが適用したのが衡平法である」としている。「形式的平等」の適用が十分な適切性を持たない場合に、「実質的平等」の観点から判断を下したということである。

これらのように、いずれの場合においても価値判断において「形式的平等」か「実質的平等」かというどちらか一方の選択に迫られる形を見出すことができる。これに対して、本研究で取り上げる「エクイティ」は両者を同時に捉える視点をもつものとして位置づけたい。

日本においてはすでに「エクイティ」的な考え方の定着の兆しが見え、徐々に時代が変わりつつあることが感じられる。2008年6月10日、画期的な最高裁の判断が下された。指定暴力団山口組系旧五菱会のヤミ金融事件をめぐる、被害者11人が賠償を求めた訴訟の上告審判決で、最高裁第3小法廷は、悪質な不法行為に当たる貸し付けは、利息だけでなく元本を含めて返済分全額を賠償すべきだとする初判断を示した。つまり、元本は著しい高金利で多額の利益を得るという反倫理的な不法行為の手段であるから、利息だけでなく借りた元本すらも返済する義務は借りた側に生じない、としたのである。被害者は厳しい取り立てに苦しみ、幾度も警察に相談していたが、そのたびに「元本くらいは返済すべき」と指摘され続け、苦しみは何ら軽減されることがなかったという。警察の指摘は「形式的平等」観に立ったものと言うことができ、「形式的平等」だけでは弱者の救済に迫ることができないことを象徴的に示している。これに対して最高裁の判断は、金品の貸借関係という「形式的平等」観で捉えるべき点も考慮しながら、貸借関係の本質に立ち入り、元本の性質を「実質的平等」観により判断しているのである。これが制度の固定的な運用を避け、「形式的平等」と「実質的平等」を比較衡量する「エクイティ」的な考え方である。この考え方を、教育を通じてより強固に定着させる必要があるのである。

このような議論は、教育において具体的な実践課題として検討する際に「目標概念か、内容概念か、方法概念か」と考える必要に迫られる。方法概念としてのエクイティは、多文化教育の歴史において1980年代頃といった比較的早い時期から学習環境論として論じられてきた。本研究では学習内容論（内容

概念）として多文化教育の中核に位置づくるものとしてエクイティを捉えるべきであると提案したい。

エクイティの重要性は「目標概念」として語られながらも、「方法概念」として十分機能するまでに至っていないことは、アメリカ社会の実状から言を待たない。その原因は、エクイティを習得すべき「内容概念」として捉える視点が欠落してきたことにあると考える。これまで論じてきたことに照らせば、エクイティを「内容概念」と「方法概念」に峻別することには非常に困難を感じるが、「方法概念」としてそれを学習者に定着させるためには「内容概念」としてのエクイティの理解が不可欠であると考ええる。ではエクイティの何を認識させることが必要だろうか。理論的には、「形式的平等」や「実質的平等」の片方の観点だけでは社会的に有効な判断ができないため、適切な判断のためには両者のバランスをとり両者の同時成立とでもいうべき状態を目指すことが求められている、という認識に学習者を導くことが重要である。そしてこの認識は、学習において取り上げられる社会事象とリンクして、様々な場面に適用されることによって深められてゆくのである。さらにそれは「方法概念」として学習者個人個人の内面に定着することになる。

このことについて、アメリカにおけるエクイティ教授への取組を検討してみると、具体的な教育実践の場において、「個」と「集団」への配慮の仕方を重視した学習の展開が求められていることが明らかになった。エクイティ教授は公正な学習環境の保障を目指すのみならず、学業成果を高めることにも直結していると考えられてきている。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計3件）

①坪井龍太、死の教育と公共性の視点 ～『14才の母』をてがかりに～、2008年3月、死生学年報2008、pp. 89～102、東洋英和女学院大学死生学研究所

②坪井龍太、新学習指導要領に対応した「道徳教育の研究（道徳の指導法）」の試み ～子どもたちにとって魅力ある道徳の時間の授業づくりを目指して～、2009年3月、教育学論集第51集、pp. 113～130、中央大学教育学研究会

③坪井龍太、判例評論 国籍法違憲訴訟最高裁大法廷判決、2009年3月、人文・社会科学論集第26号、pp. 61～73、東洋英和女学院大学

〔学会発表〕(計3件)

- ①坪井龍太、生命の教育 ～実践に向けての課題～、東洋英和女学院大学死生学研究所研究会、2008年1月26日、東洋英和女学院大学
- ②坪井龍太、死の教育と公共性の視点、東洋英和女学院大学死生学研究所研究会、2009年1月10日、東洋英和女学院大学
- ③川崎誠司、多文化教育における「エクイティ教授」モデルの構築：異文化間教育学会第30回大会、2009年5月30日、東京学芸大学

〔図書〕(計6件)

- ①川崎誠司ほか17名、白帝社、多言語・多文化社会へのまなざし ―新しい共生への視点と教育―、2008年4月、pp.265～285
- ②坪井龍太・川崎誠司ほか24名、東京学芸大学出版会、中高社会科へのアプローチ ―社会科教師の専門性育成―、2008年6月、pp.50～57(坪井)、pp.175～178(川崎)
- ③川崎誠司ほか3名、明治図書、社会科授業力の開発 中学校・高等学校編、2008年6月、pp.263～268
- ④坪井龍太、第一学習社、法学と公民教育(『公民教育事典』)、2009年6月、pp.254～255
- ⑤坪井龍太ほか10名、日本標準、知っとくナットク 世界ワンダークイズ101、2009年8月、全240ページ中16ページ担当
- ⑥川崎誠司ほか18名、教育出版、小学校社会科教師の専門性育成 改訂版、2010年3月、pp.18～25

6. 研究組織

(1) 研究代表者

坪井 龍太 (TSUBOI RYUTA)
東洋英和女学院大学・人間科学部・准教授
研究者番号：30440374

(2) 研究分担者

川崎 誠司 (KAWASAKI SEIJI)
東京学芸大学・教育学部・准教授
研究者番号：10282782